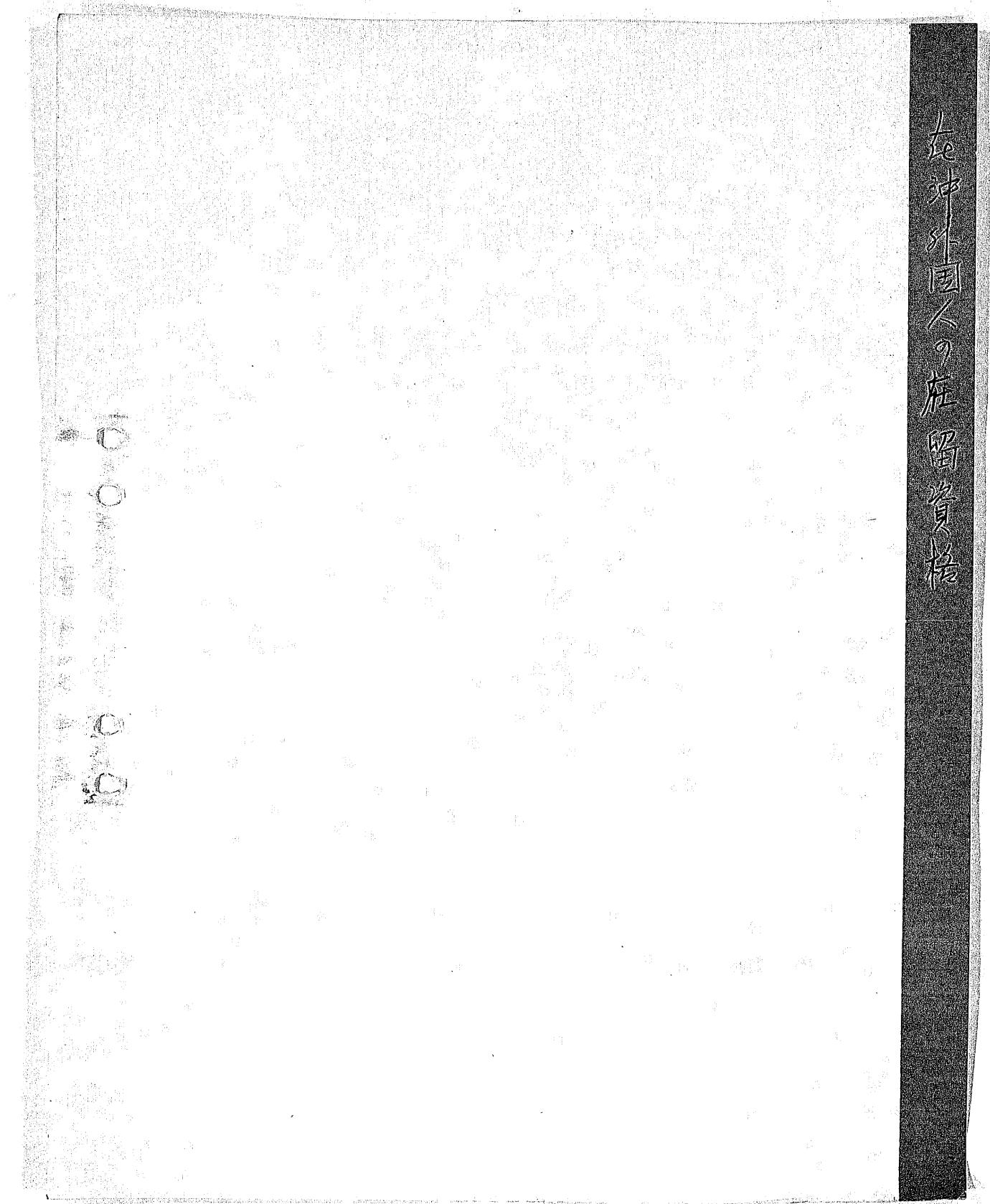


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係出入域、 外国人の法的地位在沖縄外国人の法的地位(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43392

在神外國人之庭留資格



私
無期限

条約課長
法規課
安全保障課長
アメリカ局長
参事官
北米第一課長

在沖外国人の取り扱いに関する
関係者との打合せ会議

46. 1. 12
北米 1

12日午後在沖外国人の在留資格。後帰後の
取り扱いにつき村策、法務省と打合せ会議を開

催したところ、次の概要次のように。

1. 出席者

外務省 北米 1 佐藤市務官他1名

東保 荒木裕吉
東糸 柳井市務官

GA-5

外務省

194

系理 銀木裕吉

棚町參事官

法務省

加藤市務官(官房秘書課)
内藤市務官(入管部)

2. 会議概要

(1) 在沖外国人の在留資格

当方より返還協定交渉の進展が伝えられ、現地米国人並びに他の外国人は後帰後の

ステータスにつき不安を抱かれており、在京者
大半が取り扱いに苦慮している。外務省比

ては米側がこの問題で毎日交渉上のバーニング
マateralとして使うことに多くのが最

も不得策と考えており、早期に一般的な
ガイドラインを立てて米側の方針を討する

GA-6

外務省

これが必要であり、すびに昨年専任者等に資料を送付し検討方依頼した次第である。

以上の結論が右ナホで然るべく、当方としてはスナイパー公使が2月初旬帰國するま

あり、遅くとも1月下旬には一応の結論を得たいと考えている。左お米側はいま

のところ内閣議を協定文中に入れる旨いと方針を示しているが、右が方の結論

如何では協定に入れると言ふ旨を知れど旨述べ、双方の感触を求めた。

(2) 法務省入管司(内藤市昌吉)より次のとおり説明

(1) 法務省としては後帰時に在沖する一般外国人に対する、出入国管理制度の

2の規定を適用するが、特例としてこれを除外する方針であり、同条第1項中「60日」とある

(上陸の手續を経てなく本邦に在留する)外国人は60日を限り本邦に在留するにこ

がでる)を「90日」とし、また、同条2項の規定の「30日」を(前項の規定の外

国人で同項の期間を越えて本邦に在留しようとする者は30日以内に在留登録の申

告を行なう義務の期日)を「60日」とする特例措置を講ずる方針である。何れも

2以後帰後あらためて申告の手續を立てねばならぬ。

(2) 法務省としては、米国施政権下における保土れ法秩序を破壊する意向はなく

復帰の際に、出入口管理令に基く永住資格を付与するところより、大多数の場合、問題は解決すると思う。本土において戦前から居住していた台湾人、朝鮮人に適用させていたいがゆえに 126-2-6 方式は既に既に請和後の暫定措置であり、これを復帰後の沖縄在住 5 分管人、朝鮮人に拡大適用する者は見ておらず、また

適法上叶ひかられた在留歴を尊重するものであり、申告の審査に当つては本人の

滞在期間等居住実績を考慮に入れて好意的に配慮する方針である。

(1) 我前にから居住する台湾人、朝鮮人については、本土の場合と同様の取り扱い。

(2) 当方より更に(1)申請、手續を復帰前にそらせ復帰の日にはすぐさまが解決していふ

この方式はこれまで(2)一般的な好意的配慮という方針をさらに一步進めてこれを

4ヶ年の始まりまで、個々の外国人における問題をどの結論が出來ないのか、(1)特定の欠格事由の次の1は心配をいつる

方針は古来ないかと向うでござる。先方は

(1) 手續はやはり復帰と同時にあらためて申請してからほかなく、(2) 我前に向問題なし

の予約を取ることはないがいい。(1)今から復帰日までに欠格事由が発生しない見込み

れとかなり知れ在り、(2)何れんレニル法務省は「従前の居住歴を考慮の好意的配

慮する」いう方針が最も適当な方針考
えとおも言説明した。

(3) 当方より更に(1)申請、手續を復帰前にそらせ復帰の日にはすぐさまが解決していふ

この方式はこれまで(2)一般的な好意的配慮という方針をさらに一步進めてこれを

先方はこれに同意した。

4. 国会詳策

当方より、本件在沖外国人の取り扱いについて

国会答弁要領にて、実態により(1)一般

7

外国人の取り扱い (2) 中国人、朝鮮人の取
り扱い等について作成願い旨要望書二種を

了承し、早急に作成の上外務省と協議する旨
の件。

沖縄在留外國人統計表

(昭和十六年二月一日)

(問二) 沖縄に居住する外國人の実態(アフリカ)

(答) 琉球政府出入管理厅の統計によれば、昭和四十五年七月末現在における沖縄居住外國人(米軍の軍人、軍属等を除く)の数は一二、九五九人である。これと国籍別にみると、最も多いのはアメリカ人七、一九九人で、次いで中国人二、六〇五人、スリビン人二、一六七人、韓国人二、一〇〇人等となつてゐる。

(問三) 復帰に当たつて沖縄に居住してゐる外國人に對してどのよう措置をとらつむりか。

(答) 復帰後一定期間内在留資格取得の申請を行なわせ、出入国管理令に規定する在留資格を付与することとするが、たゞ、が、この在留資格の付与に当たつては、居住経年や家族の状況等を勘案して出来る限り従前認められていたと同様の法

的地位を維持できるよう好意的に配慮したうと考へられる。

(問三) 終戦前より沖縄に居住してゐる朝鮮人、台灣人の措置

(答) 終戦前より31を統計が國に居住してゐる朝鮮人、台灣人については、これらの者の在留資格及び在留期間を決める

説 明

田 岸 伸 一

特別な法律ができるまでの間、在留資格在留期間を有することなく在留で居ることとなるが、この措置は、あるくまで講和条約発効直後の事態に対する過渡的・暫定的な特別措置で、それがたまたま今日にまで及んでいたと、うにすまない。沖縄において水軍にあたり居住していゝ朝鮮人・台湾人の大部分は現行出入国管理令の規定する永住許可と与えられることにより、その者の地位は十分に保障が至るものと考えられるので、前述の特別な措置によつて安置するることは考へられない。

したがつて、一般外国人と同様復帰後一定期間内に在留資格取得の申請を行なわせたうえ、在留資格を付与する所である。

北米第一課長

我
無制限

終戦前より沖縄に居住している
台湾人の措置について

46. 1. 28
中國課

46. 1. 21付入国管理局の問答案について

1. 入管案は、これら台湾人に對し、一般
外国人と同様、復帰後、一定期間内に在

留資格の申請を行なわせ、在留資格—永
住許可—を付与する旨述べている。

2. 然らば沖縄復帰後は、本邦(除沖縄)
在住のこの種台湾人は、現行のまゝ126-2

-6として残り、沖縄在住のそれは在留

資格取得の申請を行なうことによって4-

1-14を取得できることとなる。

3. あるいは入管においては、本邦在住の

126-2-6該当台湾人についても、沖縄
復帰を機に在留資格の申請を行なめ
せ4-1-14を与えの所存であるのか。

4. また上記1. 2. にについて、沖縄在住の本
件台湾人と本邦(除沖縄)在住のそれと
の間に不均衡が生ずるところ、これで何と
説明するつもりか。

G A 6

外務省

G A 6

外務省

5. 終戦前より引続き本邦に在住する台湾人の法的地位については、赤と日華両国間で合意に達していない。また、これに伴う法的措置も赤が講じられていない。この点より見て、沖縄が本土に復帰した後、そこへ在住する台湾人のみが本邦在住の台湾人と差別され、昭和27年法律126号から除外される理由はないが如何。

6. もしろ、この種台湾人に対しては、「一

般外国人と同様、復帰後、一定期間内在留資格の申請を行なわせたうえ、本邦在住者と同様の在留資格(126-2-6を含む)を与える」こととしては如何。

終戦前より沖縄に居住している台湾人の措置について（回答）

昭四六、一、三
入国管理局参事官室

一 質問1について

戦前から引続き本邦に在留する台湾人、朝鮮人の法的地位については、平和条約の発効とともに日本国籍を失つたので、その時点で解決すべきであつたが、當時日韓会談も始まつていたことでもあり、早晚、特別な法律で在留資格及び在留期間を決定することとして、それまでの間、とりあえず在留資格を有することなく在留で居ることとする暫定措置を、昭和二七年法律第一二六号によりとつたものである。わが国が完全な主権を回復してからすでに十八年を経過した現在では、まつたく事情が異なるので、沖縄在住の台湾人について右のような暫定措置によらしめるべき理由がない。

二 質問2について

「法律一二六号該当者」に出入国管理令の永住許可を与えるには、立法による手当を必要とする。これらの者の処遇については可及的すみやかに法的解決をはかるのが望ましいが、これらに該当する者には台湾人以外に朝鮮人もあり、協定永住の許可を受けた者を除き、一二六該当者の子まで合わせると対象は三十万人余と推定されるので、その影響はきわめて大きく、立法措置をとるにあたつては、関係省庁ともじゅうぶん協議して検討する必要があるうえ、國際情勢、国内諸団体の動向、国民感情等をも考慮に入れる必要があるので、沖縄復帰の時点においてこれを一挙に解決することは、現在のところ困難と考えられる。

しかしながら、法一二六号該当者に出入国管理令所定の永住許可を与えるためだけの立法措置であれば、出入国管理令の改正（出入国管理法の制定）に際して、これを盛り込むことは考えられないでもないので、この線で検討することは可能である。

外務省



米北/合第3195号
昭和45年11月9日

外務省アメリカ局長

非琉球人職業資格者リストの
送付について

沖縄復帰準備委員会日本國政府代表より、標記リストを送付越しましたところ、同書を別添のとおりお送りしますので、復帰後における非琉球人職業資格者の取扱いにつき、ご検討願いたく、結果當方あて御連絡お願ひます。

なお、米側では、日本政府がさらに追加資料を必要とするときは、これを補充したいとの意向につき、右申し添えます。

外務省

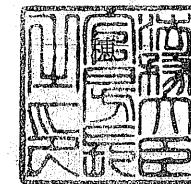
本信送付先 沖縄・北方対策庁長官、法務大臣官房長

本信専送付先 大蔵省、通商産業、運輸、建設、文部、厚生、郵政各大臣官房長、水産庁長官(付属省略)

首席事務官
総務
沖縄調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
庶務

アメリカ局長
事務官
参考北洋社
法務省管總甲第一〇六二号
昭和四十六年二月四日

法務大臣官房長 安原美



329

沖縄復帰に伴う沖縄居住外国人の取扱いについて
(回答)

昭和四十五年十一月九日付米北一合第三一九五号貴信に關し、沖
縄復帰に伴う沖縄居住外国人の取扱いについては、復帰後に個別に
在留資格取得許可申請を行なわせて在留資格及び在留期間を決定す
る予定ですが、これらの者に対する在留資格及び在留期間の決定に
当たつては、復帰前における在留状況等を勘案してできる限り対意
的に取り扱う方針であります。⁸

極 秘
無期限
部の内
号

アジア局長 栗野行義 北東アジア課長	条約局長 (2) 司馬義 中国課長 (2) 佐藤義	アメリカ局長 参事官 法規課長 (2) 鈴木義 (2) 北米第一課長
--------------------------	------------------------------------	--

在沖縄、台湾人及び朝鮮人の在留資格問題

46. 2. 15
半北一

本件に関する別添、対策方策を検討するため、13日午後、
宿内(233号室)にて開催課の打合會議を行なったところ、

概要つぎのとおり。(出席者: ア北池田、ア中嶋山、加藤
幸三柳井、吉村鉢木、半北一佑、森本)

1. 中国課意見
(1) 現在、本土における台湾人の法的地位につき
中華民国政府が支那沖縄にあるが、この時期、対策方策
二つをあさりに、在沖縄台湾人の永住を許

GA-5

外務省

可むこととする。本土在住の台湾人の比率は、
沖縄在住の台湾人の比率を優遇することとする。
 (1). 対中華人民共和国難民の受け入れ
 (2) 在沖縄台湾人の方針を定め、(1) 復帰の
 予算。在沖縄台湾人と本土の台湾人と同一の
 126方式(昭和23年法律126号: 特別守法律の
 制定または、これをもとに在留資格を有する在留者
 または(暫定措置)によるものか)。
 (2) 復帰時に在沖縄の台湾人に対する永住
 许可を与え、同時に本土の台湾人にも
 永住許可を与えること。(但しそれぬれば 法
 律の制定が必要)との二つがある。
 (3). 総じて、対策方策は、在沖縄台湾人及び朝鮮
 人につき、いかにも 126方式をとらね、この

GA-6

外務省

方針のようであるので、それは法務省・内閣官房
局等、上記(2)の(1)の永住許可と復帰

後の沖縄在住者に与えと同時に本土在住者
にも与えられるいわば「本土の沖縄化」を
はかる意圖であるのかどうか確める必要がある。
(奄美群島)本土復帰の際には、126方式と

同趣旨の法律(267号)、全部島の台湾人
の在留を認めなケースがあり、中国課では、

今回の奄美方式と並んで扱ってよい
と認定され、本土と沖縄間での本件

取扱い範囲のない扱いすべきである。

2. 北東アジア課意見

(1) 朝鮮人の場合は、沖縄在住者に復帰の
方が適用(126該当者は入管上の永住権を現行法上
障害126方式の在留を認めたことは、

GA-6 外務省

3

(1.83)

4

本土の朝鮮人が日韓の協定永住許可と
のことで韓国側が必ず問題とするのである。
爰へ対応、差別されねばならない問題

沖縄の朝鮮人に對する(126の適用と平行して)
よって、本土における協定永住
の協定も適用するが、まずは、国内法上の~~協定~~
と実質的に同じものを取扱う
いわゆる(法務省室)の残された道筋。
まことに、一般永住権との区別がある。(協定
永住と一般永住は実質的の差はない)

(2) (1) 協定永住権は、永住許可のための申請
期限が本年1月17日をもって切れたので、韓国

側に新規に協定取扱いの要があり、また、
(2) 国内法上の手続きから1.83場合も。

(3) まだ認められ、いずれにしても僅か260名程度の者に対する
ことなどとまだよくてもいいと考へたが、83。

また、国際間の協定によって處理される
本件永住権問題の申請期限が切れた。

一方、復帰後の沖縄朝鮮人への
国内法による協定権との問題が問題

GA-6 外務省

(b) (たがいに、法務省案のうように全員に一般永住を与えよう)
あれば、一般永住と協定永住の実質的(=法制)違いがない
事から、韓国側はこれはどうかと打診(説明)する。しかし、
韓国側は必ずしも協定永住を主張するとは想わない。

△ すなはち、~~手続上の通用措置のうち~~、
~~行動上、朝鮮人復帰の取扱い~~

△ ① 朝鮮人からの反対行為がある。
△ ② 協定永住の取扱い(不可能であるため)
△ 法務省案で行くことに対する説明上何故
△ 法務省案が十分説明できない場合は、なぜか
△ 朝鮮側の説明に対する要がある。
△ それも法務省上々要がある。また、全員に一般永住と
△ が、沖縄には朝鮮連系もいるが、実態もアリと行
3. よって、先ず、アジア圏にて、本件に関する
調査をがて、統一見解を定め、次に後
△ 入国管理局側と之を詰めたところ。
△ は、中国側から、本土の126方式及び復帰
△ 後の在沖縄台湾人の取扱いとの関連から
△ 個別例へ入渡側と事前折衝を行なう。
△ と云つた。
△ したがふ。(韓国旅券所持者に対するみ、etc.)について
△ 法務省にさく必要がある。

△ 具体的にどう至る方法
△ 一般永住と

GA-8

△ 法務省にさく必要がある。

△ 外務省

極秘

3

46.2.5 司法・法務担当

沖縄復帰対策要綱(オニシム)に入れる事
要請する事項

別添

在沖外国人の在留資格(素案)

復帰の際、沖縄に在留する外国人に対する
は、復帰後一定期間内に在留資格取得の
申請を行なわせ、出入国管理令に規定する
在留資格を付与する。

二の在留資格の付与にあたっては、届け経
歴、家族の状況等を勘案して、できる限
り従前認められたと同様の法的地位を
維持できるよう好意的に配慮する。

なお、平和条約の規定により日本国籍を離
脱した者で昭和三十年九月二日以前から沖
縄復帰の日まで引き続き沖縄に在留する者の
の(沖縄復帰の日までに出生したこれら者の
子を含む)に対しては、特段の事情がない

限り永住を許可できるようすある。

備考

① この線で要綱三段分に入れるよう法務省入管局に要請中である。

② 在沖 台湾人・朝鮮人につき、いわゆる一二六方式によるのは相当ではないと考へてある。

總	理	部
B-1 大正12年1月1日 (1923.1.1)		